

千葉県報

号外特
令和6年4月29日

主要目次

- 疑似患者の発生
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移動等の制限
- 千葉県家畜伝染病予防規則に基づく鶏等の移出の制限

告

示

千葉県告示第二百九十七号の二

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次
のとおり疑似患者の発生届出があった。

令和六年四月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

病名	患者又は疑似患者の区分	家畜の種類	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	疑似患者	鶏	約六三、〇〇〇	富里市日吉倉	令和六年四月二十九日

千葉県告示第二百九十七号の三

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域内での移動、当該区域内への移入及び当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和六年四月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
一 成田市の一部（飯田町、飯仲、川栗、東和田、並木町、南平台、花崎町、不動ヶ岡、公津の杜一丁目、公津の杜二丁目、公津の杜三丁目、公津の杜四丁目、公津の杜五丁目及び公津の杜六丁目、		当分の間

- 目）
- 二 富里市の一部（大和、久能、七栄、日吉倉、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、日吉台四丁目、日吉台五丁目及び日吉台六丁目）
 - 三 印旛郡酒々井町の一部（伊篠、伊篠新田、今倉新田及び篠山新田）

千葉県告示第二百九十七号の四

千葉県家畜伝染病予防規則（昭和三十七年千葉県規則第六十五号）第二条の規定により、次の区域及び期間について、鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止する。ただし、知事の承認を受けたものである場合については、この限りでない。

令和六年四月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

区	域	期間
一 成田市の一部（赤荻、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、芦田、東町、吾妻一丁目、吾妻二丁目、吾妻三丁目、荒海、囲護台、囲護台一丁目、囲護台二丁目、囲護台三丁目、飯岡、江弁須、大生、清水、大竹、大袋、大室、大山、押畑、上町、上福田、加良部一丁目、加良部二丁目、加良部三丁目、加良部四丁目、加良部五丁目、加良部六丁目、北須賀、木の根、久米、久米野、小泉、小菅、駒井野、郷部、幸町、三里塚、下方、下金山、下福田、新泉、新駒井野、新町、関戸、宗吾一丁目、宗吾二丁目、宗吾三丁目、宗吾四丁目、宝田、田町、玉造一丁目、玉造二丁目、玉造三丁目、玉造四丁目、玉造五丁目、玉造六丁目、玉造七丁目、台方、土室、土屋、寺台、天神峰、天浪、東峰、取香、十余三、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、中台四丁目、中台五丁目、中台六丁目、仲町、長田、長沼、成田、成毛、西和泉、新妻、野毛平、橋賀台一丁目、橋賀台二丁目、橋賀台三丁目、畑ヶ田、幡谷、馬場、東和泉、東金山、東三里塚、船形、古込、堀之内、本三里塚、本城、本町、馬橋、松崎、南三里塚、南羽鳥、八代、山口、山之作、吉倉、米野、和田、三里塚光ヶ丘、三里塚御料、西三里塚、美郷台一丁目、美郷台二丁目、美郷台三丁目、御所の内、ウイング土屋、川上、吉岡、新田、大柴十余		当分の間

- 三、多良貝、水の上、久住中央一丁目、久住中央二丁目、久住中央三丁目、久住中央四丁目、はなのき台一丁目、はなのき台二丁目及びはなのき台三丁目)
- 二 佐倉市の一部(天辺、飯田、石川、岩名、裏新町、瓜坪新田、大佐倉、大蛇町、海隣寺町、鐺木町、鐺木町一丁目、鐺木町二丁目、上勝田、上代、上別所、米戸、栄町、寒風、下勝田、下根、新町、樹木町、城、城内町、千成一丁目、千成二丁目、千成三丁目、高岡、高崎、田町、土浮、坪山新田、直弥、中尾余町、長熊、鍋山町、並木町、萩山新田、藤沢町、将門町、宮小路町、宮前一丁目、宮前二丁目、宮前三丁目、弥勒町、最上町、本町、八木、野狐台町、山崎、藤治台、飯田台、白銀一丁目、白銀二丁目、白銀三丁目、白銀四丁目、表町一丁目、表町二丁目、表町三丁目、表町四丁目、春路一丁目、春路二丁目、鐺木仲田町、下根町、飯田干拓、大佐倉干拓及び萩山新田干拓)
- 三 八街市の一部(朝日、榎戸、大関、沖渡、雁丸、富山、文違、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、みどり台一丁目、みどり台二丁目及び中央)
- 四 印西市の一部(瀬戸、平賀、平賀学園台一丁目、平賀学園台二丁目、平賀学園台三丁目、山田、吉高、瀬戸干拓、平賀干拓、山田干拓一区、山田干拓二区、山平一区、山平二区及び吉高干拓)
- 五 富里市の一部(高野、御料、新中沢、高松、立沢、立沢新田、十倉、中沢、新橋、根木名及び美沢)
- 六 山武市の一部(沖渡、実門及び横田)
- 七 印旛郡酒々井町の一部(飯積、飯積一丁目、飯積二丁目、印旛沼新田、尾上、柏木、上岩橋、上本佐倉、上本佐倉一丁目、酒々井、下岩橋、下台、墨、中央台一丁目、中央台二丁目、中央台三丁目、中央台四丁目、中川、東酒々井一丁目、東酒々井二丁目、東酒々井三丁目、東酒々井四丁目、東酒々井五丁目、東酒々井六丁目、馬橋、本佐倉、ふじき野一丁目、ふじき野二丁目及びふじき野三丁目)
- 八 印旛郡栄町の一部(酒直、龍角寺、竜角寺台一丁目、竜角寺台二丁目、竜角寺台三丁目、竜角寺台四丁目、竜角寺台五丁目及び竜角寺台六丁目)
- 九 香取郡多古町の一部(一畝田及び間倉)
- 十 山武郡芝山町の一部(朝倉、飯櫃、岩山、大里、大台、香山新田、高田、新井田、新井田新田、菱田、宝馬、牧野及び山田)

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県

〇四三(二三三)二六五八